

女性活躍推進法に基づく情報公表

女性活躍推進法に基づき、以下の情報を公表いたします。

1 管理職に占める女性労働者の割合（女性管理職の割合）

36.8%（令和6年4月1日現在）

2 有給休暇取得率

69.8%（令和5年度）

3 男女の賃金の差異

	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
正社員	91.1%
パート・有期社員	97.7%
全社員	88.4%

対象期間：令和5年度事業(令和5年4月1日から令和6年3月31日)

賃金：基本給、手当、賞与等を含み、退職手当を除く

正社員：雇用の期間に定めのない職員を対象

パート・有期社員：パートタイマー、嘱託等の雇用の期間に定めのある職員を
対象とし、派遣社員は除く

※パート・有期社員においては、正社員の所定労働時間(1日8時間)で換算した
人数を基に平均年間賃金を算出しています。